



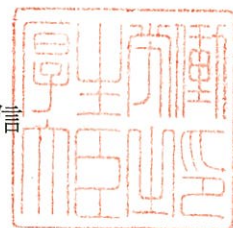
厚生労働省発基安0523第2号

平成30年5月23日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡等を行うことができないこととされている機械等である安全帯を墜落制止用器具に改めること。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、平成三十一年二月一日から施行すること。
- 二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）を追加すること。

二 安全帯を要求性能墜落制止用器具（墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具をいう。第二の一において同じ。）に改めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部改正

一 次に掲げる省令の規定中、安全帯を要求性能墜落制止用器具に改めること。

1 ボイラー及び圧力容器安全規則

2 クレーン等安全規則

3 ゴンドラ安全規則

4 酸素欠乏症等防止規則

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成三十一年二月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。